

総行安第 11 号
令和 5 年 3 月 7 日

各都道府県総務部長
（安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る今後のマスク着用の対応について

職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」（令和 3 年 5 月 24 日付け総行公第 45 号・総行女第 24 号・総行安第 28 号）により通知させていただいているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置付けられることとなり、マスク着用の考え方についてはこれに先立ち見直しが行われ、令和 5 年 3 月 13 日から新たな考え方が適用されることとなりました（別紙 1 参照）。

また、人事院から各府省に対して、本日付けで、今後のマスク着用の対応に関する通知が発出されたところです（別紙 2 参照）。

つきましては、マスクの着用に関しては、令和 5 年 3 月 13 日以降は、下記を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症のマスク以外の具体的な対応については、感染症法上の位置付け変更に関する動向等を踏まえ、改めて通知する予定です。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨速やかに周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

記

- 1 マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることが基本となること。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、執務室や会議室、窓口等において、職員や外来者等に対して、基本的にマスクの着用を呼びかける必要はないこと。
- 2 マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、衛生管理者等が感染対策上又は職務上の理由等により、職員や外来者等にマスクの着用を求めることは許容されること。例えば、次の対応が考えられること。
 - ・感染対策上又は職務上の必要がある場合に、職員に対し、マスクの着用を求めること。
 - ・外来者等の状況や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、外来者等に対し、マスクの着用を求めること。
- 3 上記の他、マスクの着用、職場の感染防止対策については、以下の関係資料を参照されたい。
 - 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日決定。令和5年2月10日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf
 - 新型コロナウイルス感染症対策本部「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日決定）（別紙1参照）
 - 人事院「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について（通知）」（令和5年3月7日）（別紙2参照）
 - 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」（第6版：令和5年3月7日）
 - 厚生労働省（リーフレット）「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」（令和5年2月10日作成）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001056902.pdf>

【連絡先】

総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室
電話 03-5253-5560（直通）